

行政課関係資料

令和5年1月23日（月）
総務省自治行政局行政課

第33次地方制度調査会について

1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。

令和4年1月14日に、第33次地方制度調査会の第1回総会が開催され、総理より諮問。

【諮問事項】 社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

2. 委員（任期：R4.1.14～R6.1.13）

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

委員（R4.1.1.7現在 30名）

【学識経験者18名】

- ◎ 荒見玲子 名古屋大学教授
- ◎ 市川晃 住友林業(株)代表取締役会長
- 伊藤正次 東京都立大学教授
- 岩崎尚子 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
- 太田匡彦 東京大学教授
- 大橋真由美 上智大学教授
- 大屋雄裕 慶應義塾大学教授
- 大山礼子 駒澤大学教授
- 岡崎浩巳 地方公務員共済組合連合会理事長
- 穴戸常寿 東京大学教授
- 砂原庸介 神戸大学教授
- 田中里沙 事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役
- 谷口尚子 慶應義塾大学教授
- 土山希美枝 法政大学教授
- 牧原出 東京大学教授
- 村木美貴 千葉大学教授
- ★ 山本隆司 東京大学教授
- 横田響子 (株)コラボラボ代表取締役

【国会議員6名】

- あかま二郎 衆議院議員
- 坂本哲志 衆議院議員
- 重徳和彦 衆議院議員
- 馬場伸幸 衆議院議員
- 江島潔 参議院議員
- 岸真紀子 参議院議員

【地方六団体6名】

- 平井伸治 鳥取県知事(全国知事会会長)
- 柴田正敏 秋田県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)
- 立谷秀清 福島県相馬市長(全国市長会会長)
- 清水富雄 横浜市議会議長(全国市議会議長会会長)
- 荒木泰臣 熊本県嘉島町長(全国町村会会長)
- 南雲正 新潟県湯沢町議会議長(全国町村議会議長会会長)

(◎:会長、○:副会長、★:専門小委員会委員長)

3. 審議経過

これまで、総会3回、専門小委員会9回開催。

第2回総会（令和4年6月3日）において今後の審議項目を決定（地方議会のあり方を審議項目に位置付け）

第3回総会（令和4年12月21日）において地方議会の答申をとりまとめ、28日総理手交 ※以降、引き続き諮問事項について審議

多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申の概要

1. 議会についての現状認識と課題

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%
【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%
※女性議員が少ない 議会や議員の平均年齢が高い 議会において無投票当選となる割合が高い傾向

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

勤労者等の議会参画

- ➔ 夜間・休日等の議会開催等

女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

- ➔ ハラスメント相談窓口の設置
会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

小規模市町村における処遇改善

- ➔ 議員報酬の水準のあり方を議論

③ 議長会等との連携・国の支援

- ➔ ハラスメント対策に関する議長会の調査

② 住民に開かれた議会のための取組

デジタル技術を活用した情報発信の充実

- ➔ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等

住民が議会に参画する機会の充実

- ➔ 住民と政策や議会運営を考える場
(例：政策サポーター、議会モニター)

- ➔ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

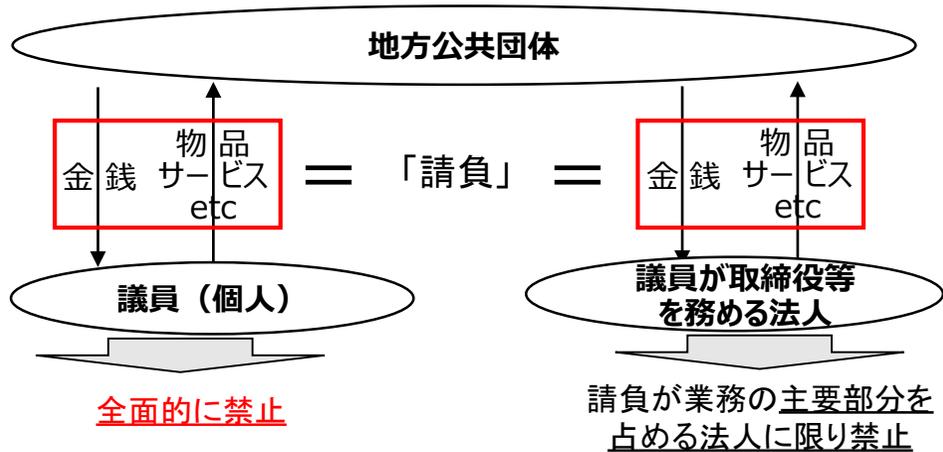
- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
 - ・ どのような場合に可能とするか。
 - ① 事由を問わず幅広く可能
 - ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
 - ③ 引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」
 - ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)
- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

地方議会の課題に対する対応について

(議員立法(地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号))の概要)

① 請負禁止の範囲の明確化・緩和 (地方自治法第92条の2関係)

現状



※議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

課題

- ・ 「請負」の定義が条文上不明確であり、失職をおそれ、立候補を躊躇する原因となっているとの指摘がある
- ・ 個人による請負は全面的に禁止されており、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘がある

改正後

- ・ 過去の判例を参考として、「請負」の定義を明確化する(※)。

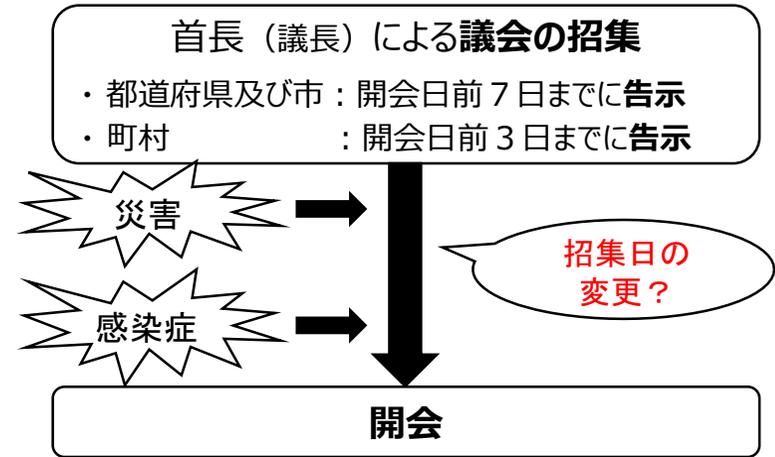
(※) 請負の定義規定

「営業として行う物件の売渡し又は貸付け、役務の提供その他の利益の提供でこれらに対し当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

- ・ 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める上限の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負を可能とする。

② 災害等の場合の招集日の変更 (地方自治法第101条関係)

現状



招集の告示をした後、招集日に議員の応招が困難な事態が発生した場合の対応が法律上不明確。

課題

(対応例)

- ・ 流会とする事例
- ・ 告示を取り消し、又は招集日を変更する事例

※ 招集の告示の後、招集の日を変更することはできないとする行政実例がある。(昭和26年9月10日)

改正後

- ・ 議会の招集の告示をした者は、災害その他やむを得ない事由により当該告示に係る開会の日に会議を開くことが困難であると認めるときは、当該開会の日を変更することができることを法文上明確化する。
- ・ 告示した議会の招集日を変更したときは、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないこととする。

地方自治法の一部を改正する法律要綱

一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和
(第92条の2関係)

1 「請負」の定義の明確化

規制の対象となる「請負」の定義を明確化すること。

2 議員個人による請負に関する規制の緩和

各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこと。

二 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備 (第101条関係)

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないこと。

三 政府の措置等 (附則第6条関係)

1 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。

2 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

四 施行期日等 (附則第1条等関係)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び三は、公布の日から施行すること。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

改正案	現行
<p>第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百二十二条、第八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十号において同じ。)をする者(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。)及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>第百一条 (略) ②⑦ (略)</p> <p>⑧ 前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。</p>	<p>第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>第百一条 (略) ②⑦ (略) (新設)</p>

地方自治法の一部を改正する法律 新旧対照表
○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(本則関係)

(傍線部分は改正部分)

総行行第351号
令和4年12月16日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務大臣

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号。以下「改正法」という。）は、令和4年12月16日に公布され、下記第三に掲げる日から施行するとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

また、改正法の施行に伴い、今後、必要な政令の改正を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項

- 1 規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」とするものとされたこと。（第92条の2関係）
- 2 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたこと。（第92条の2関係）
- 3 上記1及び2の改正は、近年、地方議会議員選挙において、投票率の低下や無

投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて行われるものであり、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するという地方自治法第92条の2の規定の趣旨を変更するものではないこと。

- 4 上記2の改正に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。

第二 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備に関する事項

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができるものとされたこと。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないものとされたこと。（第101条第8項関係）

第三 施行期日

改正法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、上記第二及び下記第五に関する規定は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）

第四 改正法の経過措置に関する事項

上記第一の2の改正の施行前に改正法による改正前の地方自治法第92条の2（同法287条の2第7項、第292条及び第296条第3項において準用する場合を含む。）に規定する請負をする者及びその支配人に該当した者については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第2条関係）

第五 政府の措置等に関する事項

- 1 政府は、事業主に対し、地方議会議員選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方議会議員選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとされたこと。（改正法附則第6条関係）
- 2 地方議会議員選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとされたこと。（改正法附則第6条関係）

中小企業者の受注機会の確保や物価高騰等を踏まえた対応について

「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」 (令和4年8月26日付け総務省通知) (要約)

- 地方公共団体における入札・契約手続の運用においては、中小企業者への発注等の平準化、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の設定、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、著作権等の知的財産の取扱い、災害時の燃料供給協定を締結している中小石油販売業者に対する配慮を行う等、「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和4年8月26日閣議決定)を十分に踏まえた対応を行うよう要請。

「ビルメンテナンス業務の公共調達における建築保全業務労務単価の活用等について(通知)」

(令和4年11月8日付け総務省通知) (要約)

- ビルメンテナンス業務の公共調達に係る予算額及び予定価格に関して、「建築保全業務労務単価」は毎年作成・公表されることから、最新の「建築保全業務労務単価」を踏まえてその積算に用いる価格に適切に反映するよう、また、その際、事業者に参加見積書等を徴取する場合は、この旨を併せて依頼するよう通知。

「最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴うビルメンテナンス業務に関する契約に係る契約金額の変更について(通知)」

(令和4年11月30日付け総務省通知) (要約)

- 最低賃金額の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合においては、庁舎、公共施設等の管理に係るビルメンテナンス業務に関する契約の履行確保を図る観点から、適切な価格により単価を見直すことにより契約金額を変更するよう通知。

「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」

(令和4年12月14日付け総務省事務連絡) (要約)

- 国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定する特定調達品目のうち印刷用紙については、依然として入手が困難な状況が続いていることを踏まえ、「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」(令和4年12月14日付け環境省事務連絡)を参考として、古紙の需給状況に鑑み、調達にあたって過度に高い古紙パルプ配合率を仕様として求めないよう留意して適切に対応することや、印刷用紙の判断の基準を満たす特定調達物品の調達が困難となる場合には、特定調達物品以外(判断の基準を満たさない印刷用紙)から調達する等、柔軟に対応することについて連絡。

地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について

「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」 (令和2年3月3日付け総務省通知) (要約)

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける入札・契約について、下記の事項を踏まえ適切に対応するよう通知。
 1. 受注者から工期又は納期の見直し等の申し出があった場合に、必要に応じ、工期・納期の見直しをすること、これに伴い必要となる契約金額の変更等に適切に対応すること、受注者への支払いについて速やかに行うよう努めること。
 2. 影響を受けている需給の状況を踏まえ、適切に予定価格の見直しを行うこと。
 3. 緊急の調達が必要な場合は、随意契約が可能であること。
 4. 年度内の支出が困難となった場合には、予算の繰越事務手続を適宜とること。

「新型コロナウイルス感染症等の影響による庁舎等管理業務委託契約等の取扱いについて (通知)」

(令和2年6月12日付け総務省通知) (要約)

- 庁舎等の管理業務に係る委託契約については、契約締結時には想定されていなかった必要な感染症対策を追加する等の当該契約に係る仕様書等の見直しをするとともに、それに伴う契約変更や予算措置等を適切に講じ、庁舎等における感染拡大を防止するための措置を継続して実施できる環境整備に取り組むよう通知。

公共工事の円滑な施工確保等について

「公共工事の円滑な施工確保について」

(令和4年12月5日付け総務省・国土交通省通知) (要約)

- 公共工事等の円滑な施工確保を図るため、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させること等による適正な予定価格の設定、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項の設定や変更契約等の適切な実施、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによるダンピング受注の排除、地域の建設業者等の受注機会の確保等の措置を適切に講じるよう要請。

「地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」

(令和5年1月11日付け総務省・国土交通省通知) (要約)

- 公共工事の施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものであることから、以下の5つの取組をより一層進めるとともに、農林や建築など土木以外の部局を含め、各発注担当部局が緊密に連携するよう要請。

◇ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (平成13年3月9日閣議決定) において例示した平準化を図るための5つの取組

① 債務負担行為の活用

- ・ 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながる。
- ・ 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されるが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能となる。
- ・ また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能となる。

※ 主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払い額はゼロである債務負担行為

② 柔軟な工期の設定 (余裕期間制度の活用)

- ・ 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれる。

③ 速やかな繰越手続

- ・ 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになる。

④ 積算の前倒し

- ・ 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができる。

⑤ 早期執行のための目標設定 (執行率等の設定、発注見通しの公表)

- ・ 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指す。
- ・ 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれる。

地方公共団体におけるプロポーザル方式等の活用について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3～12 （略）

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者等の技術提案を求める方式）

第十五条 （略）

2～5 （略）

6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 （略）

「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」

（令和3年8月30日付け総務省・文部科学省・国土交通省通知）（要約）

- 学校施設については、子供たちが生き生きと学習でき、生活することができる安全で豊かな環境を確保し、教育内容や方法の多様化に対応するための機能を備えることが必要であるため、その際、プロポーザル方式等を活用して設計を実施することが豊かで魅力ある学校施設を整備するために有効な方法の一つであること。
- 学校施設の設計におけるプロポーザル方式等の導入の検討を要請。
- 法令等に基づくプロポーザル方式等の適切な運用、設計者選定委員会の人選等の留意事項について周知。
- 地方公共団体内の部局間の連携や、国の相談窓口の活用を周知。

競争入札参加資格審査申請書の標準様式等について

「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」

（令和3年10月19日付け総務省通知）（要約）

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、複数の地方公共団体に対して申請を行う者の負担の軽減を図る観点から、競争入札参加資格申請に係る標準項目等を提示し、積極的に活用するよう通知。
- 併せて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現の観点から、競争入札参加資格申請の電子化・オンライン化をすることを検討するよう依頼。

◇ 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

II 1. （2）書面・押印・対面の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
2	地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化	h 総務省は、競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。	h 令和3年度上期措置

◇ 標準様式等の概要

- 申請者に作成いただく申請書様式としては、国の様式に併せて以下の3通りを策定。

番号	標準様式の種類	添付書類
①	【建設工事】 標準様式	営業所一覧表、総合評定値通知書の写し、納税証明書、委任状
②	【測量・建設コンサルタント等】 標準様式	営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等、財務諸表類、納税証明書、委任状
③	【物品製造・役務の提供等】 標準様式	
その他	競争入札参加資格審査申請書 記載要領	

- 地方公共団体において、必要最低限独自に追加する項目がある場合には、「追加項目等一覧」を策定し公表。
- 各地方公共団体における標準様式の項目のシステムへの反映に資するよう、「入力フォーム例」を策定。

○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化	<p>a～c（略）</p> <p>d 総務省は、地方公共団体の入札参加資格審査申請から見積書の提出、契約の締結や請求書の提出までの調達に関する一連の手続が地方公共団体ごとに異なっていることが地域をまたいで活動する事業者等に大きな負担となっており、この一連の手続（地方公共団体側のものを含む。）を標準化・デジタル化すべきとの意見を踏まえ、地方公共団体、デジタル庁等の意見も聞きつつ、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用及び電子申請システムへの反映、見積書や請求書等の支出根拠書類の押印見直しについて促す（措置済み）。 ・ 地方公共団体の調達に関する一連の手続については、令和4年上期の標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査において、当該手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握しつつ、事業者の意見も把握し、当該手続の電子化・オンライン化を更に進める方策について検討を行い、速やかに結論を得る。 	<p>a：～c：（略）</p> <p>d：可能なものから順次措置</p>	<p>a：～c：（略）</p> <p>d：総務省</p>

地方公共団体への公金納付のデジタル化について

○規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）（抄）

5. 共通課題対策

ウ 地方公共団体への税・公金納付のデジタル化

【a：令和4年度末までに結論を得る、
結論を得た論点は可能なものから順次措置、
b：措置済み、c：可能なものから速やかに措置】

a デジタル庁及び総務省は、各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議を令和4年中に立ち上げ、公金収納に係る「地方公共団体共通の仕組みの構築」として、eL T A Xの活用を含めた検討を行い、必要な立法措置及びその施行に係るスケジュールも含めた方針を令和4年度末までに決定する。当該決定した方針に基づき、各関係府省庁とも連携し、必要な法令改正等の所要の措置を講ずる。なお、検討に際しては、利用者の手続負担が極力軽減されるよう配慮するとともに、地方公共団体の業務フローの効率化が図られるよう、B P Rの観点も考慮する。また、納付手続の効率化や利便性向上の観点から、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、公金納付者がいずれの地方公共団体に対しても「地方公共団体共通の仕組み」によりオンラインで納付することができるよう、地方公共団体における当該仕組みの活用を促すことについて関係府省庁と協力して検討し、結論を得る。

行政書士試験について

試験会場の確保に係る協力依頼

「行政書士試験の会場確保等に係る協力依頼について」(令和5年1月19日付け総行第15号総務省自治行政局長通知)

○ 行政書士試験を巡る現況

- 令和5年度以降の試験についても、新型コロナウイルス感染症の感染の防止の観点からの感染症対策品の購入等による感染拡大防止対策の実施、受験者間の距離の確保の観点からの試験会場数の増加により、多額の経費を要する見通し。
- 今後においても安定的に試験を実施していくためには、民間施設と比較して借上げ費用が安価であり、かつ、一定のまとまった収容能力がある大学施設や大規模公共施設等を試験会場として使用することが重要。



○ 試験会場の確保に関する都道府県への協力依頼

① 都道府県立大学等の貸出しについての配慮や働きかけ

- 各都道府県行政書士会から試験会場の確保に係る相談があった場合には、都道府県立大学をはじめ、貴都道府県の大規模公共施設の貸出しについて格別の御配慮をいただきたい。
- その他の大学施設や、大規模公共施設を有する市区町村や公的機関に対して、試験会場として借り受けることが可能となるよう働きかけていただきたい。

② 都道府県行政書士会との連携

- 会場の確保が円滑に進むよう、都道府県の担当者と各都道府県行政書士会の担当者の窓口を決めて相互に連絡を取り合い、試験会場確保の状況や課題等を積極的に共有していただきたい。